

Title	法人税転嫁の諸問題 (一)
Sub Title	Some problems on the incidence of corporate income tax
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.1 (1962. 1) ,p.62(62)- 77(77)
JaLC DOI	10.14991/001.19620101-0062
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法人税転嫁の諸問題(一)

古田精司

- 一、法人税負担転嫁測定の意義
- 二、仮設の検討
 - (A) 個別法人企業分析
 - (B) 全法人企業分析・(i)短期および(ii)長期
- 三、統計上の検証

法人税の転嫁と帰着をめぐる論議は、租税論の重要な課題として比較的ながい歴史をもっているが、また最も複雑な問題として未結着のまま残されている。「一体だれが法人税を負担するのか。法人企業自体なのか、株主か、消費者または当該企業の賃銀稼得者なのか」という設問にたいしてもこれまで様々な回答が与えられてきた。

法人税の帰着にかんする伝統的な見解は、法人課税標準としての純利潤が費用要素を含まないかぎりにおいて、それは供給に影響をおよぼすことなく、したがって他に転嫁されることもないという提

言に要約されている。法人税研究者によりしばしば引用されるR・グードの代表的労作「法人税」も、税負担の帰着について次のように結論している。「法人税の大部分が賃銀から徴収されるか、あるいは特定の商品にたいする消費税が買手に転嫁される傾向があるというのと同じように消費者に転嫁されるという信念には、ほとんど根拠がないように思われる。分析と政策の双方の目的にとって最も重要な結論は、第一次的ないし短期的帰着は主として法人利潤におよぶことである。」

これにたいして全く逆の見解がないというわけではない。たとえばK・E・ポールドイングは、「法人利潤税はほとんどすべて転嫁される。政府は単に法人企業を徴税代行者としてにすぎない。」として、伝統的見解とは対極の立場にたつ。また一定の総需要増加率を仮定したうえで、法人税負担の全部前転を主張するD・ポードンホーンもこの範疇に含まれる。

ところで正面から相対立するこれらの見解とは別に、法人税転嫁の可能性を容認したうえで一部転嫁を主張する中立的見解にも注目

せねばならない。R・A・マズグレーヴの場合には伝統的見解の推論を基本的には正しいと認めながら、法人税負担の三分の一は消費者に前転され、八分の二は賃銀労働者に後転されて、残余が法人利潤にとどまると仮定している。⁽¹⁾この提言は、法人税転嫁の測定に関心を抱くものにとって少なからぬ興味を喚起するものと思える。

しかし法人税負担転嫁の計測が、一般的承認をえた形で果されていない現段階では、ポードンホーンにせよ、マズグレーヴにせよ、法人税転嫁の可能性をうみだす根拠を示唆した点にむしろ注目されてしかるべきであろう。後にもふれるように、法人税転嫁の計測が経済総過程の循環と成長にかかわるべきであるならば、伝統的見解が依拠していた新古典派的部分的均衡分析のうえにたつて、個別企業の供給条件にあたる法人税の効果のみ集中することはすでに許されず、徴税的、巨視的の接近法を問わず、法人課税があたえるはずの需要側の変化を組み入れた分析によって、法人税転嫁の再検討を加えるべき必要が生れる。同じように、税法上の利潤課税所得が個々の企業または産業によって経済学上の純利潤とその適用範囲を異にするならば、あらためて両概念の差異をつきあわせたりえて法人税転嫁の再検討を試みなければならない。さらに市場形態のいかんによっては、法人企業の産出物に利潤極大化原則のつとった最適価格が課されるものでないとすれば、修正された利潤原則を仮定したうえであらたに転嫁可能性を問うことがもとめられるであろう。

法人税負担の転嫁測定はこのようにして、伝統的見解が明示的に

せよ暗黙的にせよ仮定したところの諸前提をおきかえることにより、いくつかの接近法をあらたに採用し試みることができ、それによりまた従来から疑念を抱かされていた法人税負担の「公正」な配分について、あらたな回答を寄せることも期待できる。しかし法人税負担の転嫁測定は、望ましい税負担の配分という厚生の見地とは離れて、これを試みるべき必要が租税政策の他の側面からも要請されている。

しばしば問題とされる法人税率操作の補整的效果の検討にあたっては、一般に法人税転嫁にかんして短期的には転嫁されないという伝統的な想定のもとに分析がすすめられている。この想定のもとでは法人税の操作は、法人企業所得および支出にあたる効果をつうじて企業の投資誘因にどのような影響をもたらすかという観点が重要視されることはあつても、民間消費にあたる第一次的效果は大きいとは考えられないから、投資支出にあたる効果をつうじての民間消費にたいする第二次的效果にむしろ力点がおかれることにならう。これにたいしても法人税負担が消費者に一部ないしは全部前転すると想定するならば、その想定のもとで消費者の可処分所得および支出にたいする法人税の効果も、法人税操作による補整的效果の対象とされねばならないであろう。現在にいたるまで、資本主義経済変動の主要要因としての浮動的な民間投資にたいする法人税操作の補整的效果にかんして、かなり大きな見解の相違がみられることもあるが、民間投資函数の形状自体について明確な知識を欠いていること

れていないことにも基因すると考えざるをえない。それゆえ、法人税転嫁についてもなんらの測定もなされていない現段階においては、法人税操作のもたらす経済変動安定効果を尋ねる際に、一方において税負担の転嫁が生じない想定のもとで民間投資および消費にあたる安定効果を検討し、他方では税負担の一部ないしは全部転嫁を想定したうえで同様の安定効果を尋ねなければならぬであろう。経済安定におよぼす法人税操作の効果が問題になった以上、つきに経済成長におよぼす法人税操作の効果が法人税転嫁とどのような関連にあるかも問われねばなるまい。法人税転嫁の方向いかによっては経済成長の主動因となるべき法人企業投資にも少なからぬ影響がもたらされるはずだからである。はじめに原則として転嫁されないものと仮定してみよう。法人課税によって、第一に予想される税引純利潤に不利な影響をあたえ、第二に企業の内部留保と配当を削減することにより投資誘因に悪影響をもたらすことが当然考えられる。

まず投資資金供給の源泉としての企業内部留保および配当におよぼす効果を調べてみよう。わが国について昭和三十四年度を例にとると、法人課税所得は七八〇〇億円あまりであつて、そのうち法人税と法人企業純収益はそれぞれ三九〇〇億円である。それゆえ法人税がなかったと仮定すれば、企業は七八〇〇億円を純収益として確保できたはずである。この純収益七八〇〇億円が(税引内部留保一八〇〇億円および税引配当金二一〇〇億円と同じ割合で)かりに配分されるとすれば、内部留保は三七〇〇億円、配当金は四一〇〇億

円となる。この仮定のもとでは、法人税による内部留保の減少は一九〇〇億円であり配当金の減少は二〇〇〇億円である。一九〇〇億円の減少は投資資金の直接的削減とみてよいだろう。配当金減少による株主貯蓄の減少度を見積ることは難しいが、控えめに五十分の一すなわち四〇〇億円となる。したがって法人税による投資資金の削減は二三〇〇億円となり、税引純収益の二倍以上に達することになる。法人税の転嫁なしとすれば、この削減は企業の自己資金による資本形成を阻害する重大な要因として働くであろう。

法人税はまた転嫁されなにかぎりでは、予想される法人企業投資の税引収益率を削減することによって、投資誘因に悪影響をもたらすであろう。法人企業投資の収益率減少は個人による法人証券投資の収益率をも引き下げるように働くであろうから、法人証券投資は他の金融投資(非法人企業、不動産、債券への投資)の収益率との比較のうえで不利な立場にたつことがありうる。したがって要約するならば、法人税の転嫁が行われない場合には、法人税は法人企業の資本蓄積を阻害し投資能力を減退せしめるばかりでなく、個人投資にくらべて法人投資を不利ならしむることによって二重の悪影響をもたらすことになる。

法人税負担が転嫁するとすれば、それは法人企業投資水準にどのような影響をもたらすであろうか。G・M・ブランソンによれば、法人税率の引き上げがあったとしても、法人税の転嫁が行われるかぎり、ある種の自動的相殺作用が働くことにより、投資水準に重大な悪影響をおよぼすということはほとんどありえないとしている。ど

二

のようなたぐいの自動相殺作用が働くかは彼によつてはつまびらかにされていない。むしろ彼自身は転嫁がありえないとの推定のもとに、アメリカ経済に要求されている高度成長と過重とみなされている法人税との関連をつぎのように推論する。まず戦後急激に増大した法人税にもかかわらず、法人企業の設備投資率は戦前に比してかならずしも減少していないことは、もっぱら利潤にたいする配当率を低く抑えた結果によるとみる。ということは、法人税率を引き下げればより高度の成長がもたらされたはずだという帰結につながる。これはさらに、アメリカ経済の高度成長のためには、法人税率を引き下げる結果、低度の財政支出水準に甘んじるかあるいは個人所得税なり消費税の税率引き上げか(財政支出水準の維持)という難しい選択に遭遇することにもなる。前者によればより低い公共欲望水準の充足をもたらすであろうし、後者によればより少ない消費者可処分所得をうみだすであろう。

ブランソンの示した選択も利子率や減価償却引当金の動向を考慮のもとにおいているかぎりではかならずしも妥当とはいえない。そのうえ法人税転嫁の可能性を認めるならば、転嫁された法人税の投資水準におよぼす効果いかによつては彼の選択も大きな修正をうけざるをえなくなるともかぎらない。以下これらの論議を念頭において簡単に検討してみよう。

はじめに最初におかれた設問にもどつて、法人税転嫁についての伝統的見解にたいする批判の現状を概観し、同意への道がいかにして拓かれるかを尋ねてみよう。問題はまず相対立する二つの見解が、同一問題の異なった側面に集中することから生じている。あるものは法人税の衝撃にたいする企業の短期的反応に主として着目し、企業が消費者に税負担を転嫁すべく価格を引き上げることが不可能とみる。またあるものは主として長期的反応を調べ税負担は法人企業から転嫁されうるとする。同じように個別的企業の法人課税にたいする反応からえた結論を、ただちに企業全体の反応にまで拡張し類推するものもあれば、またその逆の推論をおこなうものもなきにしもあらずである。法人税の転嫁過程の分析にあたってどのような接近法が最も効果的かという問いにたいしては、経験的分析の領域ではなんら明確な指示はあたえられていない。分析にあたって選ばれるべき変数にしても、選択の基礎とするにたる信頼すべき資料に欠けている以上容易なことではない。しかし事実について理論を検証することにより同意に達するという過程は、第一に統計的仮設という形で理論の幾分なりと洗練された叙述、つまり検証することのできる命題を必要としよう。ついで事実として描かれた命題は、あらためて統計的検証にかけることによつて是非の判定を下すことができるであろう。この接近法は法人税転嫁を吟味する際にも適用できる。

(A) はじめに述べたように法人税転嫁にたいする伝統的見解は、企業が利潤を極大にすべく努めるといふ仮定によりあらかじめ決められているといえる。企業が税込利潤を極大にするような価格と産出量を求めるならば、あきらかに課税後においても同一価格を選ばず以外に改善の道はない。かりに法人税がより高い価格をつうじて転嫁されるならば、なぜ企業は課税以前により高い価格をつけて利得をポケットにおさめなかつたかという疑問に逢着する。

この議論を整理するとつぎのとおりである。個別企業の利潤 π は収入Rと費用Cとの差額としてあらわされ、産出量を q とする。

$$\pi = R(q) - C(q)$$

利潤極大のためには第一導函数はゼロとおかれる。

$$R'(q) = C'(q)$$

法人税収入Tが課税所得(利潤) π よりえられるとすると、税引純利潤 π' は

$$\pi' = \pi(1 - t) = R(q) - C(q) - t[R(q) - C(q)]$$

また法人利潤比例税の税収Tは

$$T = t[R(q) - C(q)]$$

ただし t は法人利潤税率である。 $\pi(q)$ を(1)に代入して(2)をつぎのように書きかえる。

$$\pi' = R(q) - C(q) - t[R(q) - C(q)]$$

$$R'(q) = C'(q) + t[C'(q) - R'(q)]$$

ふたたび利潤極大のため第一導函数をゼロとおく。

(B) $R'(q) = C'(q)$ 課税前後をつうじて限界収入 \parallel 限界費用の均衡点是不変にとどまり、したがって利潤極大化原則を仮定するがぎり法人税の転嫁はありえない。

この命題は完全競争市場にも独占市場にもひとしく妥当する。というのは、課税以前に極大利潤をうるべく価格を設定した企業は、課税後に価格を変更しようとするればより少ない収益をもたらすのみだからである。

それではなんらかの事情により極大利潤を求めない企業があるとすれば、その理由を尋ねなければならぬ。論理からすれば法人税が短期的に転嫁された企業がその行動を合理的と認める以上は、企業は課税以前に極大利潤を確保するような価格をつけていなかったことになるからだ。そのような企業の情況につき簡条書にまとめてみよう。

(a) 公益企業は一般に極大利潤を求めて行動を選択するものではないと理解されている。これは公益企業が当局により公正な投資収益にみあがりでの価格決定という規制をうけているからである。したがって法人税の増徴にともなって、公益企業の価格引き上げをつうじて税負担が転嫁される可能性が存在する。しかしこれはあくまでも可能性にとどまるものであって、もし市場が収縮しているならば法人税増徴の条件のもとにあつても価格引き上げはかえって利潤の減少をまねくであろう。

(b) 準独占企業はしばしば期待以上に高い税引利潤にかえって困

惑する事態に遭遇する。なぜならば一時的好況期の超過利潤であればかえって賃銀引き上げを誘発し、それは不況期には維持しがたい水準に高まるかもしれない。また高すぎる利潤率は世論の抵抗にあつて政府統制を招来しかねないともかぎらない。このような配慮は企業の価格引き上げを困難にするものであるが、超過利潤課税後においては価格引き上げも容易となるであろう。

(c) 不完全競争市場にある企業は、競争にあらかじめ備えて極大利潤にみあう価格以下の価格(Keen-out price)で満足しようとする。その目的は税引利潤をできるだけ少なくして、いかなる新規競争者も短期間にその投資を回収するにたる収益をあげえないようにすることにある。この場合も企業は法人税増徴に応じて価格を引き上げ税負担を転嫁することができる。

(d) 不完全競争と強力な労働組合の存在する産業にあつては法人税後転の可能性がうまれる。労働組合は新規雇用を遮断し労働供給を制限することによつて独占利潤をわかつよう企業に強制することができ、この場合法人税の増徴は利潤を削減し、また労働の分け前を減少することによつて税負担の一部は労働者に転嫁されるであろう。ここでは賃銀が労働の生産性によつて決定されるならば転嫁はありえないが、労働が生産性に応ずる賃銀に加えて独占利潤の分け前にあずかることができるということが転嫁の要件となつてい

る。これら利潤を制限する企業行動について指摘するべき特徴は、すべて企業が全体として長期的利潤を極大にする(より厳密にいえば

企業の現在価値を極大にする)ために短期的利潤を制限しようとするることにある。この特徴は法人税負担転嫁の測定にあつて今後の分析方向を示唆するものであろう。いま一つ留意すべき点は、企業がいわゆる管理価格を設定するほど強力であるからといってそれがかならずしも法人税転嫁を実際に生ぜしめているとはかぎらないことである。いいかえれば不完全競争市場の存在は法人税転嫁の条件をあたえるだけであつて転嫁の事実の証左となるものではない。この条件のもとでの程度転嫁が生起しているかについては、統計的検証にまたなければならぬ。

法人税転嫁の可能性についていま一つ検討すべき重要な観点は、企業が法人税負担を費用とみなして産出物価格におこみ転嫁がおこなわれるかもしれないという懸念にかんするものである。論理的には法人税額は企業の会計年度末に営業成績が確定するまで未確定であるから、あらかじめ費用として法人税負担をどの程度費用におこむべきかは企業にとつてもさだかではないであろう。またかりに企業が税負担を費用として扱つたとしても、それが短期において価格におこめられてゆく過程をみさだめることは難しいといわなければならぬ。またいわゆる平均費用価格形成原理にしたがわず限界費用によつて価格を決定する企業については、たとえ法人税負担を費用として扱つても価格は不変にとどまるからこのような考慮とは無関係である。したがって短期的には税負担を費用とみなしうる企業は極大利潤を約束する価格をこれまでつけていなかった不完全競争市場の企業にみいだされるという先にえた帰結とらうは

らの結果に達する。

法人税転嫁の測定にとってより重要な側面は資本設備に調整がゆるされる長期の場合である。伝統的見解によれば、法人税の存在は企業の内部留保を削減し投資基金の減少をつうじて産出物の供給を減じ、これは価格騰貴をもたらす長期的に法人税の一部が前転されるところとする。この見解によると、投資が減少し課税後の投資の税引収益率が課税前のそれにひとしくなったとき法人税負担のすべてが転嫁されることになる。しかしこの見解は法人税転嫁の尺度として投資の収益率を提供したことに意義は認められても、個別企業の生産段階で法人税が当該企業の投資水準にあたえた影響を特定化できないかぎりには有用性にとほしいといわなければならない。

個別企業の水準で法人税負担の転嫁を測定しようとするれば、尺度のいかにかわらず経営上と税法上の費用の適用範囲の差異に着目せざるをえない。あるいはまた経済学上と税法上の費用概念の差異についてもよい。もしも税法上と経済学上の費用の定義が同一であるならば、または税法上のそれが経済学上のそれよりも広範囲にわたるものであるならば、法人課税の対象のうちに費用要因が実際には含まれないから転嫁はありえない。しかし税法上の費用の定義が経済学上または経営上の費用概念よりも適用範囲がせまければ、課税対象となる利潤のうち存在する費用要因をつうじて転嫁する可能性が生れよう。

経営上と税法上の費用概念のどちらがより広範囲に定義されているかについては、各国においてまた各時点において異なるばかりで

なく各個別企業によっても異なるであろう。ただこの観点から検討すべき問題は少なくともつぎの諸項目にみいだされる。

(a) 短期では流動資本を一定の資本財に変形する場合の危険負担、長期においては資本設備に投資する場合の危険負担、税法がなんらの考慮も払わないとすれば、法人税の存在は経営上の費用の適用範囲を税法上のそれ以上に拡大せしめ転嫁の可能性を生ぜしめる。

(b) 税法上では借入金利子は費用として課税対象からはずされているのにたいし、株式資本の帰属利子部分が課税対象にふくめられることから、両者をひとしく費用として扱う経営上の概念に比して税法上の費用概念はせめられて法人税転嫁の可能性をうみだす。

(c) 税法は一定期間にわたり資本支出を回収するよう減価償却除と減耗控除とを認めているが、それは経営上の償却法とかならずしも一致するとはかぎらない。税法上で加速度償却が認められる場合には、あきらかに税法上の費用は経営上のそれより大となり、転嫁の可能性は存在しない。しかし経営上の減価償却年限はできるだけ短期を企図されるのにたいし、税法はそれを通常認めようとしたためこの点について転嫁可能性を問う必要がないとはいえない。

税法上の費用概念がその適用範囲において経営上のそれにくらべて小なる場合には価格の引き上げをつうじて消費者に前転される可能性がみいだされるが、逆に大なる場合には株主に転嫁される可能性が存在する。いわば前者が「費用の利潤化」をつうじての転嫁であれば、後者は「利潤の費用化」による転嫁である。法人税と関連

して費用化されやすい利潤部分として通常あげられるものは、減価償却費、福利厚生費、宣伝費、寄付金、退職積立金などである。企業は法人税率の高率化にもなつて税負担を回避しあわせて競争体制を強化する目的でこれらの項目の費用を増加するであろう。ところがこれらの費用は法人税増徴がなければ増大しなかつたかもしれない。また株主配当にあてらるべき利潤部分であつたかもしれない。これらの費用項目がどの程度法人税の影響で利潤部分を削減し株主配当をも減少せしめるかについて測定することは困難である。しかし企業にとって法人税率の高いときにこれらの費用を増加し税率の低いときに削減しようとする誘因が働くことは否定できない。

(B)

(i) さきのセクションでは他の企業の行動を一定と仮定して個別企業についての転嫁可能性をみてきた。もしもすべての法人企業が法人税の衝撃にあつて行動パターンを同時に変更するとすれば、法人税転嫁の可能性はまた別にひらかれてくるかもしれない。しかし総計としての企業活動の結果を検討する際にも、伝統的見解が放つた反問——もし法人課税によって各企業が価格を引き上げ利潤を増大しうるならば、なぜ課税前にそれができなかったのか——についてなんらか適切な回答を用意しなければならぬ。想定しうる価格引き上げのコースは、課税後各企業がそれぞれの競争企業の価格引き上げを待たうえでみずからも追従するという連鎖反応であろう。

短期についてみるかぎりここでもさきのセクションと同様の難問

につきあたる。伝統的見解が依拠していたと同じ新古典派モデルを想定すれば、ひとたび賃銀・利潤・価格の均衡水準が確立されるとき市場のメカニズムは容易にそれをつき崩すものではなく、法人企業経営者にとつても法人税負担を転嫁すべく価格を引き上げる行動を直ちに許そうとするものではない。たとえば法人税があらたに設けられたかまたは増徴されたとし、財政支出も同額だけおこなわれ貨幣供給は不変にとどまるものとする。この場合税負担を転嫁すべく価格を引き上げる理由はみいだせない。すくなくとも新古典派的分析の枠内では、貨幣の流通速度に変化がなにかぎり総貨幣支出も変化するはずがないからである。ここでは価格の騰貴は消費者の購入しうる産出量の減退に導き企業はなんらうるところがないであろう。

しかしこの分析手法を遵守するとしても、法人税負担の消費者への一部前転がありうると思えられないわけではない。もしも経営者がつぎの二つの行動のうちどちらかを選ぶとすれば価格水準は当然上昇するであろう。(1) 企業は投資資金を法人税にあててその穴埋めとして銀行借入れをもつて配当水準を維持することができる。

(2) 企業は内部留保のうち遊休貯蓄部分をもつて法人税にあて、同じく配当水準を維持することができる。第一のケースは銀行信用増大にもとづく価格騰貴であり、第二は貨幣の流通速度増加によるものである。貨幣政策の目的がこのような価格騰貴を抑えることにあるにしても一般に両者の運動はとも可能であろう。かりに法人税にたいする二つの調節運動が徐々におこなわれるとすれば、それは信

用政策をもってしても制御しがたい緩慢な価格の上昇をもたらすであらう。

もつとも法人税増徴により価格水準の上昇が生じたとしても、それをもつてして税負担の転嫁を結論することはできない。労働組合が消費者物価指数の上昇にまったく無関心であるとは考えられないから、もしも労働組合が生計費の騰貴に対応して賃銀引き上げに成功するならば——たとえばエスカレーター条項にみるように——税負担は企業に留るとみなければならぬ。

転嫁のこの方向はコルウイン報告書以来法人税の転嫁を主張する実業家の思考と軌を一にするものであるが、この場合つねに税負担の転嫁があったことは認めがたい。税込利潤はたんにインフレと同じ割合で増加しただけであつて、実質額では企業は税負担を免れないことになるからだ。まして賃銀が価格とともに上昇すればインフレをつうじて確定所得受領者のうゑに僅かの法人税負担が転嫁するだけであらう。

ここでも果して価格引き上げをつうずる法人税の前転がどの程度インフレ圧力をもたらすかについて統計的検証にかけることはむづかしい。転嫁にともなうインフレ要因を抽出しがたいからだ、しかし税負担転嫁にともなう価格引き上げがどの程度まで賃銀引き上げを誘発しないかについて検証にかけることはむしろ手がけられしかるべきであらう。

ここでスケッチしたかぎりでの分析手法をとる以上は全法人企業にとつての法人税転嫁の可能性は少なくとも短期にかんしては見通

七〇(七〇)

しに欠けているといわねばなるまい。

(ii) これまでの分析は法人税の賦課にたいし企業経営者が価格と産出量の決定にあつて短期にはどのように反応するかにかかわるものであつた。しかし全法人企業についてみるときむしろ長期的側面に重点をおいた分析がより多くみいだされる。法人税転嫁の長期的分析において測定基準として着目されたものは資本の収益率である。すなわち利潤にたいする課税は投資収益を削減し再投資のための利潤を減少せしめる。その結果既存の資本財の稀少価値が増大し、これにより課税がなかつた場合に比較して資本の収益率を増加せしめる。したがつて課税前に資本の収益率がかりに六%であつたとすれば、五〇%の法人税率が適用されたのちにおいても、もし資本の税込収益率が一二%に引き上げられるとすれば、税負担の完全転嫁がおこなわれたといわれる。なぜならば課税後の資本の税引収益率は課税前の収益率と同じ六%となるからである。

いま転嫁測定基準としての資本の収益率の有効性を尋ねるまえに、長期的に転嫁が可能であるとすればどのようなメカニズムによるものであるかを検討してみよう。転嫁の過程は二つの効果をつづるものであつて、一つは価格効果、他は所得効果とよんでもよいであらう。価格効果というのはここでは法人税によつて企業投資は公債にたいするごとき金融投資に比較して不利となる結果、企業の資本量を減じかくして資本の稀少性が増加する効果をさすものである。しかしこの価格効果については二つの疑問点を指摘しなければならぬ。一つはある特定の債券をのぞけば金融投資から生ずる所

得もまた課税されることである。いま一つは政府はある程度まで債券の利子率も引き下げ、これによつて企業投資を有利ならしむることである。すなわち政府の低金利政策も法人税負担の前転を妨げるという意味で転嫁問題とも無関係ではありえない。

いま一つの効果——所得効果——は資本の収益率に反映するものである。法人税転嫁の長期的側面はまず法人税が企業活動拡大のために用いられるべき利潤額を削減し資本不足をもたらしその結果収益率を引き上げかくして税負担が消費者に転嫁されるとするものである。この転嫁過程にたいしても二つの限定を加えるべきであらう。一つは、この議論は法人税負担が留保利潤のみにかかるならば正しいといえるかもしれないが、実際には法人税の衝撃は留保利潤のみではなく配当金にも加わるものである。したがつてもし法人税の賦課によつて留保利潤ではなく配当金が削減されるとすれば資本の収益率が不変にとどまることも予想できるであらう。第二の限定は、企業はその活動を拡張するための資金を借入れによつても調達しうるのであるから、かりに低金利政策がとられているとすれば借入れによる拡張は内部留保によるよりも有利となるはずである。この場合の転嫁の方向は企業ではなくして株主にたいして生ずるであらう。

一般的な見通しとしては、理論の段階でこの接近法(測定基準としての投資の収益率)をとるかぎり、長期的には法人税は資本の税込収益率を引き上げることによつて価格構造に反映し消費者に税負担の前転をもたらすことになるようである。しかし転嫁が完了する

期間がどのくらい必要とされるかについてはこの接近法はなにも語らない。資本供給面をみるとある特定年度についての資本供給増加率はかなり緩慢であつたり急増したりするから、転嫁の完了にはある系列の年度を経なければならぬであらう。とくに転嫁に際しての所得効果には種々の要因——たとえば利子率——が働いて相殺されうることもあわせて考慮にいれなければならないからだ。

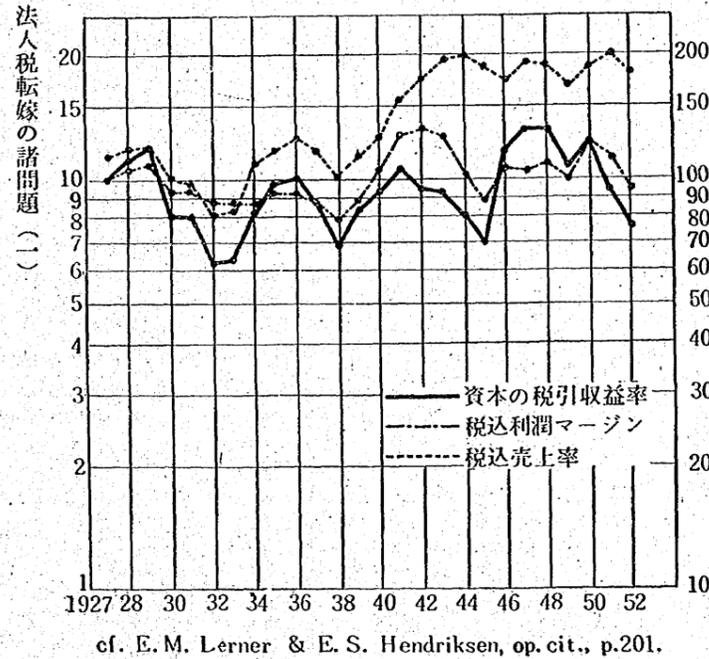
三

法人税の負担は一体だれの上に落ちるかという疑問によせられた回答をこれまで簡単に概観してみた結果つぎの二つにおのずからまとめられた。一つは長期的には法人税負担は消費者に前転されるであらうという説であり、いま一つは短期には転嫁は生じえないであらうという説である。両者はともに理論的水準でえられたところの仮説であるから、このセクションでは経験的データにかけて検証してみることにしよう。すなわちさきのセクションで検討した二つの接近法についていずれの理論も統計的仮説としてあつかい事実について検証を試みることに、両仮説のもつ妥当性と有意性を問うために欠くべからざる方法だからである。

法人税非転嫁説が主として短期的分析に基いていることは明らかだが、あらためてその強調点を要約するとつぎの二点に示ほられるであらう。

(1) 法人企業は法人税の増徴があつてもそれに応じて価格引き上げという行動を選ばないであらう。

第1図 1927年より52年にいたる資本の収益率・利潤マージン・売上率の比較



cf. E. M. Lerner & E. S. Hendriksen, op. cit., p.201.

第2表 アメリカ全製造業にたいする法人税の実効税率

年 度	実効税率	年 度	実効税率
1927	11.68	1940	27.55
1928	10.31	1941	46.68
1929	9.28	1942	59.57
1930	9.67	1943	62.96
1931	9.67	1944	62.54
1932	11.20	1945	57.89
1933	12.69	1946	36.47
1934	12.41	1947	36.07
1935	11.98	1948	36.03
1936	14.82	1949	35.82
1937	15.71	1950	43.93
1938	15.46	1951	55.56
1939	16.02	1952	54.63

cf. E. M. Lerner & E. S. Hendriksen, Federal Taxes on Corporate Income and the Rate of Return on Investment in Manufacturing, 1927 to 1952, Nat'l Tax J. Sept. 1956, p. 196.

率であったからこれについて同様の検討を加えねばならないことである。おそらくわれわれはアデルマンの実証的研究の結果からして、資本の収益率を測定基準として用いた場合にも転嫁はありえないという結論を期待してよいのであるが、事実はそうではない。つまりわれわれは、理論的水準で法人税転嫁をめぐる相対立する二つの仮説をみいだしたように、実証的水準においても互いに融和しえない二つの仮説に直面し困惑することとなるのである。

ここでは同じくアメリカについてさきの研究とほぼ同じ期間をと

り、法人税転嫁の測定基準として総投資にたいする課税後の利潤の比率、すなわち資本の税引収益率の値の時系列を調べたラーナー・ヘンドリックセンの研究について検討してみよう。⁽¹²⁾

第一図はラーナー・ヘンドリックセンが描いた一九二七年より一九五二年にいたる資本の税引収益率の変動の時系列である。この時系列をみるとかなり明確な循環運動がよみとれるが、それ以上に法人税転嫁の検証にあって注目すべき特徴は時系列のトレンドが下向をたどることなくほぼ水平の方向にむいていることである。なぜならば第二表の示すように戦前・戦後をわけて有効税率の上昇は著しいものがあつたのだから、かりに転嫁がなかったとすれば時

第1表 戦前・戦後における法人企業総所得にたいする税引利潤率

1922-29		1946-55	
年度	%	年度	%
1922	20	1946	20.08
1923	22	1947	22.48
1924	21	1948	25.23
1925	23	1949	24.26
1926	26	1950	26.38
1927	23	1951	26.05
1928	24	1952	23.27
1929	25	1953	21.58
		1954	20.33
		1955	22.62
平均	23	平均	23.23
偏差	6	偏差	6.30

cf. M. A. Adelman, The Corporate Income Tax in the Long Run, J. P. E. April, 1957, p. 151.

(2) もしも法人企業が価格引き上げに踏みきつたとしても(これは価格引き上げが適当な貨幣政策の支援をうけることを仮定する)、それに対応して賃銀の上昇をひき起し実質的には転嫁は生じない。もし非転嫁説の特徴をこの二点にみいだすことが許されるとすれば、統計的検証にかけらるべき非転嫁論の命題は企業の生みだす総所得にかんしての利潤と賃銀の分け前は法人税によってなんらの影響をもうけないということにみいだされる。

長期的時系列をとった上での非転嫁論の命題にかんする実証的研究は、わが国においては戦前の統計の不備という制約もあつていまだ着手されていない。そこでここではアメリカの資料について分析したM・A・アデルマンとトムプソン・シルバーマンの二つの研究によることにしよう。⁽¹¹⁾

まず第一表からアデルマンの示した戦前と戦後における法人企業総所得にたいする利潤率の値の時系列をみると、きわめて安定した変動を示していることに驚かざるをえない。というのは第二表をみればわかるとおり、戦前・戦後をつうする期間において法人税の実効税率(課税前の総利潤にたいする総法人税額の比率)は大体一二・五%から五二%と飛躍的な上昇をみせているからである。もしも法人税転嫁が前転にせよ後転にせよ生じたならば、課税前の利潤は当然増加せねばならずこの増加は企業において生ずる総所得にたいする課税前の割合(第一表の法人企業総所得にたいする税引利潤率)の上昇をもたらしたはずである。しかし統計の示すところをみると、戦前および戦後における総所得にたいする税引利潤の割合は大体において一定水準を上下してあり、両期間の平均値もそれぞれ二三%と二三・二三%でありまた変動の幅も六と六・三〇であつてもほとんど変化をみせていない。

この統計のものの語るところのものはおのずから明らかである。法人企業は戦後における法人税率の急激な上昇に直面しても課税前の利潤の分け前を増加することができず、法人税収入はこの比較的安定した利潤の分け前から吸いあげられ、したがって法人税は企業が負担したのであつて転嫁は生じなかつたという帰結である。

これにたいして主として長期的観点から転嫁の生ずる可能性を説いた転嫁説は、同じような統計的検証にかけてみるならばどのような回答をよせるであろうか。ここでわれわれが想起せねばならないことは、転嫁説が主として依拠した測定基準は長期的な資本の収益

系列のトレンドは下向をたどるはずであるのに、事実はその逆でなく資本の税引収益率がほぼ一定水準をめぐって上下に循環変動していることは長期的に法人税の転嫁が大体において完了していることを裏書きするものだからである。

はじめにこの二つの実証的研究のもたらした結論の相違のよってきたる源泉を尋ねるとすれば、まず両者が基礎的資料についてのどのような統計的処理を行なったかまたその手続きに誤りがあったかかを糾明せねばならないが、原資料が自由にならないかぎりでは統計的水準で検討を重ねることはさし控えなければならぬ。むしろわれわれが進んで検討を加えるべき一つの方向は、できるかぎり両者の算定方法を比較対照しながら統計的段階での推論が理論的段階での結論につながるまでいかにして両者が誤謬に陥る危険を回避しようとしているかを細部にたちいつて吟味することにあるだろう。

ここではしかしこの種の実証的研究がさらに推し進められるべき方向を探ることに焦点をあわせて両者の研究に検討を加えることにしよう。というのは二つの実証的研究とともに統計操作に委ねた結果、すべての証明が完了したかのように結論するが証明は統計的段階で終ることはないからである。法人税転嫁の検討にあたって、われわれはまず理論の吟味からはじまって事実を探らうと試み、ついで若干のデータを基とした実証的研究の成果が理論と符合するか否かを調べようとしてきた。しかしこの手続きは誤った理由によって事実が間違いなく解釈されうるといふ危険をかえりみると、なんらの証明もあたえないことは明白である。事実を正しく解釈すること

は検証すべき理論がまず説得力をもたなければならぬことを意味する。究極のところ経済分析で理論の有効性を確認するところのものは統計操作自体ではなく、ある理論が他の理論よりもすぐれて適切に事実を説明するが否かを問う操作にみいだされる。もちろんある特定の理論を支える統計的検証の数が増せば増すだけ、それと拮抗する理論が姿を消してゆく見込みが増すことであろう。

二つの実証的研究を検討すると、まず戦後に続く高税率の期間において両研究に関連すると考えられる二つの統計的事実を想起する。すなわち資本にたいする企業の総所得の割合は増大したが、総所得における課税前の利潤と賃銀の相対的分け前は目だつた変化がなかったことである。この二つの事実がアデルマンとラーナー・ヘンドリックセンの両研究とどのような関連にたつかをまず尋ねてみよう。

第一図をみると資本の税引収益率とともに税引利潤マージン率 (ratio profits before tax to sales) および売上率 (ratio sales to capital) のそれぞれについて同期間の時系列があたえられている。

二つの時系列の特徴は税引利潤マージン率についてみるとある一定水準を中心として資本の税引収益率と似かよつた循環的変動を示しているのたいし、売上率の変動は一九四〇年以前すなわち戦前まではある型の循環的変動をみせているが戦中にいたつて急激な上昇をたどり戦後にはいつてから再び高水準での循環的変動をみせていることに気づく。この三つの指標の關係は資本の税引収益率を P/K 、売上高にたいする税引利潤の比率である税引利潤マージン率

を M 、資本にたいする売上高の比率である売上率を S/K であらわせば、つぎの關係式で示される。

$$(1) P/K = P/S \cdot S/K$$

あるいは資本の税引収益率、税引利潤マージン率、売上率の三者の關係で示せば、

$$(2) (1-P)/P/K = (1-P)/P/S \cdot S/K$$

ただし P は法人税率である。

さて長期的観点にたつ法人税転嫁説はその論理からすれば法人税によって投資が削減された結果、資本の不足が生じそれは資本の収益率 (P/K) を上昇せしめたといわなければならないであろう。しかし(1)式についてみるかぎり、資本の収益率は低度の資本蓄積によつても高度の企業利潤によつてもどちらでも説明できる。むしろ資本の収益率の上昇をもたらした背景を戦後のアメリカ経済についてみると、第二次大戦後資本不足の徴候があったがもっぱら蓄積された需要によつて生産の増大が支えられ、以後朝鮮動乱から冷戦の期間をつうじて需要の増大が高度の生産増加を保証したといつてよいであろう。だとすれば戦後の増大した資本の収益率を説明するものはこの需要増加にあるのであつて、かならずしも一九四〇年以來増加した法人税率の転嫁によるものと結論を急ぐ必要はないはずである。

同じような観察は法人税が長期においても短期においても転嫁しないとする説についても適用できる。アデルマンが転嫁の測定指標として用いた企業の総所得にたいする税引利潤の比率 (M) はラー

ナー・ヘンドリックセンの測定基準である資本の税引収益率 (P/K) とはあまりにかつぎのとき關係にたつ。

$$(3) (1-P)/P/K = (1-P)/P/Y \cdot Y/K$$

ラーナー・ヘンドリックセンの測定基準 $(1-P)/P/K$ は長期的に一定値を保っているのたいし、アデルマンの測定基準 M は同じく長期的に一定水準で安定していることはさきにもたどりである。またあたえられた一定期間において法人税率は著しい上昇をみたのであるから $(1-P)$ の値も著しく減少しているはずである。そこで(3)式によると左辺の $(1-P)/P/K$ がほぼコンスタント、同じく右辺の M がほぼコンスタントであつて $(1-P)$ は著しい減少を示したとすれば、右辺の M/K (資本の生産性) は著しい上昇をもつて相殺的に働きかけねばならない。ということは $(1-P)$ の著しい減少があつたがゆえに M/K が著しい増加を示したというのではもちろんない。そうではなくて法人企業の税引利潤と附加価値の比率だけをもつて転嫁の検証を試みようとしたアデルマンも、実は当該期間の資本構造の変動が一体なにによつてもたらされ、また資本の生産性がいかにして増大したかという疑問と決して無縁であつてはならぬといふことを示したまでである。これに関連して(3)式について指摘するべきは、もし右辺の $(1-P)$ と M/K があいまつて相殺的關係にあるとすれば、左辺の $(1-P)/P/K$ が一定値をとるときにはこれに対応して右辺の M/K も同じく一定値をとり逆も真であるといふことである。それゆえたとえ法人税転嫁を実証しようとするものが常に資本の収益率を測定基準として選び、また非転嫁の実証を

試みるものが附加価値(企業の総所得)にたいする利潤の比率を選んでも、統計資料の処理に誤りのないかぎり、あたえられた同一の事実については異なった解釈が成立しないはずである。

(1) Richard Goode, The Corporation Income Tax, 1951, pp. 54.

塩崎潤訳、八二頁。

(2) K. E. Boulding, The Organizational Revolution, 1953, p. 277.

(3) Diran Bodenhorn, The shifting of the Corporation Income Tax in a Growing Economy, Q. J. E., November, 1956.

(4) R. A. Musgrave, J. J. Carrol, L. D. Cook, and L. France, Distribution of Tax Payments by Income Groups: A Case Study for 1948, Nat'l Tax J. March, 1951. マンソローウの示した法人

税負担の配分は、合衆国の所得階層別租税負担の分布測定のための暫定的仮設であって、計測の手續きをへてからえたものではない。

(5) 大蔵省「法人企業統計年表」昭和三十四年、参照。

(6) G. M. Brannon, The Incidence of the Corporate Income Tax, The Tax Executive, July, 1959, p. 328.

(7) 法人比例税率に代えて累進税率が適用される場合も転嫁はありえない。累進課税による法人税収入をTとすれば、

$$(1) T = t(z)z$$

ただしtは累進税率であって、その限界税率はつぎのような境界条件をもつ。

$$(2) \frac{dT}{dz} < 1$$

$$\text{または } \frac{dT}{dz} = \frac{dt}{dz} \cdot z + t(z) < 1$$

が生ずる。

少数の競争者から構成される中間的市場構造を基礎とするモデルは、このほかにブライス・リーダーシップが考えられる。もっとも、いかなる寡占市場形態を想定するにせよ、モデル構築の前提におかれた諸仮定——とくにストラテジー——いかにによって転嫁可能性も左右されることを忘れてはならない。

(9) この点を考慮して企業家の「貨幣錯覚」を導入したモデルが法人税転嫁の測定に望まれる。

(10) シヤウプによると課税前と課税後の資本の収益率にはつぎのような関係がある。aを利潤にたいする法人税率とし課税後の資本の収益率をrとすれば、課税後の資本の税込収益率は $\frac{r(1-a)}{1-a}$ であらわされ、C. S. Shoup, Some Problems in the Incidence of the Corporation Income Tax, A. E. R. May, 1960.

(11) M. A. Adelman, The Corporate Income Tax in the Long Run, J. P. E. April, 1957. E. T. Thompson and C. E. Silberman, Can

法人課税後の純利潤は、

$$(3) \pi = \pi - [1 - t(z)] \cdot z = \pi [1 - t(z)]$$

利潤極大のための必要条件は

$$(4) \frac{d\pi}{dq} = 0$$

$$\text{または } \frac{d\pi}{dq} = \frac{d\pi}{dq} [1 - t(z)] - z \cdot \frac{dt}{dz} \cdot \frac{dz}{dq} = 0$$

$$\text{または } \frac{d\pi}{dq} = \frac{d\pi}{dq} [1 - t(z)] - z \cdot \frac{dt}{dz} = 0$$

右辺の第一項または第二項がゼロであれば横はゼロとなるが、第二項はゼロではない。なぜならば、

$$(5) 1 - t(z) - z \cdot \frac{dt}{dz} = 1 - [t(z) + z \cdot \frac{dt}{dz}]$$

限界税率の仮定(2)により

$$(6) \frac{dT}{dz} = \frac{dt}{dz} \cdot z + t(z) < 1$$

それゆえ、

$$(7) 1 - [t(z) + z \cdot \frac{dt}{dz}] > 0$$

したがって利潤極大を仮定すれば、

$$(8) \frac{d\pi}{dq} = R'(q) - C'(q) = 0$$

または $R'(q) = C'(q)$

(8) さらに完全競争と独占との中間に位置する寡占市場を想定したうえで同様の帰結がえられるか検討せねばならない。この問題については五つのモデルを想定して暫定的結果をえた。それによると、(1)クールノー・モデル、(2)マーケット・シェア・モデル、(3)屈折需要曲線モデルのもとにおいては転嫁の可能性はありえない。しかし、(4)結託モデル、(5)シュタッケルベルク・モデル(複占)の場合には転嫁の可能性

Anything be done about Corporate Taxes?, Fortune, May, 1959. 同様の分析を展開したものと(1)のほかに G. Ferber, Capital Goods Review No. 25, Machinery and Allied Products Institute, Feb. 1956. があげられているが入手不能のためここでは除く。

(12) E. M. Lerner & E. S. Hendriksen, Federal Taxes on Corporate Income and the Rate of Return on Investment in Manufacturing, 1927 to 1952, Nat'l Tax J. Sept. 1956. なお同じ方向の研究として J. C. Clendenin, Effect of Corporate Income Tax on Corporate Earnings, Taxes, the Tax Mag., June, 1956. があるがこれも参照しがたいためここでは触れなす。

(13) この方向での研究としてアデルマンとラーナー・ヘンドリックセンの両基準を中心に丹念な検討がすでに加えられている。牛島正「法人税の転嫁について——二つの実証的研究を中心として——」大阪大学経済学第九巻第二号参照。 (一九六一年十一月)